

平成 18 年 3 月 24 日

身体障害者更生相談所長 各位

社団法人日本作業療法士協会
会 長 杉 原 素 子
(公印略)

補装具等の見直しに伴う身体障害者更生相談所への 作業療法士の活用について（要望）

謹啓 早春の候、貴職には益々ご発展の段、大慶に存じ上げます。

平成17年12月26日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議において「補装具及び日常生活用具の種目見直し（案）」が示されました。今回の見直し（案）では現行制度の「日常生活用具」に含まれている「重度障害者用意思伝達装置」は、進行性疾患の障害者が必要とする時期や入力装置の選定について医師の意見書等が必要であること等から「補装具」として整理されています。このことは障害のある方へ真に必要な福祉用具を提供できる仕組みづくりとしての確なご判断と考えます。

作業療法士は、障害者の自立生活を支援するリハビリテーション専門職の一つ（昭和40年法律第137号：理学療法士及び作業療法士法による国家資格）ですが、その支援の特長は、(1)基礎医学と臨床医学の知識と作業療法実践事例の蓄積とを根拠に評価と支援を実施していること、(2)単なる運動機能の回復にとどまらず、障害者が望む生き生きとした自立生活や仕事を現実のものとするように、応用的動作能力や社会的適応能力の獲得や開発方法を的確に判断し、且つその方に合わせて様々な支援を実施できること、にあると自負しております。この点で作業療法士は、障害者（児）の補装具や日常生活用具、自助具を含む福祉用具の評価と支援に適した職種であり、長年にわたってその実践を積み重ねてまいりました。詳しくは同封のパンフレット等をご参照ください。

また、当協会は総務省が行っている「障害者のIT利活用支援の在り方に関する調査研究」ICT支援基盤整備実証事業に参画し、障害者のニーズに合った意思伝達支援機器の選定や助言等の取り組みを行っております。3月19日には総務省と厚生労働省の後援を賜り「平成17年度第1回障害者IT支援・サポート技術研修会」を開催いたします。

これまでの意思伝達装置に関する作業療法士の支援経験から、意思伝達装置を使用されると予測される重度肢体不自由者の方々は、筋萎縮性側索硬化症などの難病や進行性の障害があり、両上下肢機能が全廃で、人工呼吸器を導入したことにより言語機能を喪失した方や、筋力低下のため発声できなくなった方が多くなると予測しております。意思伝達装置の判定においては、障害者の身体機能と生活上の意味合いによって、どのような機種を、どのような場所で、どのような肢位で、どのような使用方法を用いるとよいかを評価し、適切な支援機器を生活に適合させることが必要です。このためには、センサー・スイッチ・入力装置を取り付ける部位、自助具・装具の適用、住環境を適切に評価し、障害の状態と残存能力に適合した支援を行う必要があります。そのため、ただ単に言語機能を喪失したから意思伝達装置を給付するという視点だけでは、適切な判定は困難と思われれます。

つきましては、貴身体障害者更生相談所において、適正な重度障害者用意思伝達装置の補装具判定に作業療法士を積極的にご活用いただければ幸甚に存じます。各都道府県には当協会の正会員が構成している都道府県作業療法士会がありますが、その連絡先一覧表を同封いたしましたのでご活用ください。

作業療法士は障害者の状態像とニーズを的確に捉え、障害者のニーズに合った重度障害者用意思伝達装置を効果的に選択・適合させることができる専門職種です。意思伝達装置の利用により重度障害者のQOLが向上するよう、是非とも前向きにご検討賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹 白